

平成16年度 第1回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成16年7月7日(水) 14時00分～15時20分

2 場 所 三重県建設技術センター鳥居支所

3 出席者

(1) 委 員

木本委員長、朝日委員、大森委員、木津委員、芝崎委員、
野口委員、福島委員、山本委員

(2) 事務局

県土整備部

部長、公共事業総合政策分野総括室長、公共事業運営室長 他
磯部町建設課長 他
御浜町生活環境課長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業運営室長)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、平成16年度第1回三重県公共事業評価審査委員会を開催させていただきます。

本日は、10名の委員中、現在7名の出席をいただいておりますので、公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づき、本委員会が成立することをご報告いたします。申し遅れましたが、私は三重県公共事業評価審査委員会の事務局を担当しております県土整備部公共事業運営室長の北川です。よろしくお願いたします。本日の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、会議に入らせていただく前に、お手元の委員会資料のご確認をお願いいたします。資料は13の資料を用意させていただいております。赤いインデックスで1番から11番まで付けさせていただいておりますものと、青のインデックスのものが2つ。それから、参考資料として青のインデックスの下にちょっとインデックスないのですが、参考資料を付けさせていただいております。これは下水道事業の概要と本県の公共事業予算の概要を参考資料として付けさせていただいております。ごさいませしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、赤いインデックスの1番、資料1の議事次第に従いまして、早速会議に入らせていただきたいと思います。会議にあたりまして、まず初めに三重県公共事業総合推進本部副本部長であります長谷川県土整備部長からご挨拶を申し上げます。

(県土整備部長)

県土整備部長の長谷川でございます。平成 16 年度の第 1 回三重県公共事業評価審査委員会の開催にあたりまして、公共事業総合推進本部を代表いたしまして、一言ご挨拶申し上げます。

本来ですと、この 2 日に吉田から丸山ということで副知事が替わっておりまして、丸山副知事が本部長でございまして、皆様にご挨拶申し上げるべきところでございますが、2 日に着任してあわただしい日々を送っておりまして、本日欠席させていただいております。どうぞお許し願いたいと思います。

さて、皆さんにはご多忙の中、公共事業評価審査委員会にご出席いただきましてありがとうございます。また、本年度再任をお願いいたしまして快く委員のご就任をお引き受けいただきました委員の方々や、現在任期中の方々、さらには本年度から新しく委員にご就任いただいた方々と、いろいろな立場をお願いしておりますが、県民の視点でご審査いただければ幸いと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

公共事業評価審査委員会は、公共事業の効率性や実施過程の透明性の向上を図るため、平成 10 年に設置されております。これまで再評価につきましては、県事業と市町村事業合わせて 318 事業をご審査いただき、11 事業が中止事業として公共事業の効率化を図っていただいております。また、委員の皆様には長時間にわたりましてご熱心な審議をいただいていると、私 4 月に着任して早々引き継ぎで聞いておるところでございますが、大変貴重なご意見を頂戴して、公共事業の透明性、公平性が図られているということでございます。本当にありがとうございます。

これからもこのような県民の視点での忠実な審査を、ぜひとも本県の公共事業がますます効率的で効果的なものとなるようご指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日厚い本冊が先ほど配られたと思いますが、4 月から野呂県政が 2 年目を迎えます。1 年間かけまして新しい総合計画であります「県民しあわせプラン」というものを策定いたしております。その 19 の政策に盛り込みまして「しあわせ創造県づくり」を、現在新しい時代の公の視点も入れながら野呂県政として取り組んでいるところでございます。

後ほど事務局からも説明があると思いますが、公共事業はこの 19 の政策のうち 8 つの政策を支える重要な役割を担っているところでございます。私は公共事業を着実にやっていく中で、今以上に魅力溢れるふるさとや地域、まちづくりを進めると同時に、今国際的にも非常に関心の高まっております循環型社会を実現していくこととか、また東南海地震など予知されておりますけれども、これらの災害に強い県土をつくって、さらに安全で安心して暮らせる三重県にしていきたいと考えているところでございます。農林水産業につきましても、生産基盤を支え農林水産物の安定的な供給をしていきたいということでの評価もお願いいたしたいと思っております。

ただ今申し上げましたような目標を達成させていただくためには、県民の視点に立った公共事業をいかに効果的に実施していくかが、大変重要な課題となることは申し上げるまでもございません。このような中でこの公共事業評価審査委員会は、非常に大きな、そし

て大切な役割を担っているということを、私は思っております。委員の皆様におかれましては、日々お忙しいと聞いておりますが、これからも皆様のお力添えをいただき、ぜひこの三重県の19の政策、特に公共事業として関わる8つの政策を、そしてこのプランを実現していくためにご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

本年度の審査でございますが、本年度は再評価の審査を27件、事後評価の審査を3件、計30件の審査をお願いすることといたしております。昨年度に比べますと20件ほど少なくなっておりますが、相変わらず2回目の再評価を迎えた事業が10件と多くなってございます。このような事業は、近年厳しい財政状況の中でなかなか予算措置ができないという状況も、その大きな要因になっているところでございます。公共事業の長期化によりまして、その目的の達成が予想以上に遅れますと、県民のしあわせプランの実現にも少なからず影響するのではないかと、そんな心配もしているところでございます。

このような厳しい中ではございますが、だからこそ一層効率的で効果的な公共事業の在り方が求められていくと思っておりますので、委員の皆様にはこのような観点からもぜひご審議をいただきたく、心よりお願い申し上げたいと思います。はなはだ簡単でございますが、初めての挨拶とさせていただきます。どうぞこれからもよろしくお願い申し上げます。

(公共事業運営室長)

ありがとうございました。続きまして、委員の先生方の交代がございましたので、改めてここで各委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。お手元の委員会資料の資料3に委員名簿がございます。お席順にちょっと紹介をさせていただきます。まず、木本委員でございます。

(委員)

木本です。よろしくお願い申し上げます。

(公共事業運営室長)

福島委員でございます。

(委員)

福島です。どうぞよろしくお願いいたします。

(公共事業運営室長)

新しく委員にご就任いただきました、上野商工会議所副会頭の木津委員でございます。

(委員)

木津でございます。どうぞよろしく。

(公共事業運営室長)

野口委員でございます。

(委員)

野口です。よろしくお願いいたします。

(公共事業運営室長)

山本委員でございます。

(委員)

山本です。よろしくお願いいたします。

(公共事業運営室長)

大森委員でございます。

(委員)

大森です。よろしくお願いいたします。

(公共事業運営室長)

新しくご就任いただきました南紀グリーンハウス代表の芝崎委員でございます。

(委員)

芝崎でございます。よろしくお願いいたします。

(公共事業運営室長)

朝日委員でございます。

(委員)

朝日です。よろしくお願いいたします。

(公共事業運営室長)

なお、三重大学の浦山委員と朴委員におかれましては、欠席とのご連絡をいただいております。続いて事務局側の職員を紹介させていただきます。県土整備部長の長谷川でございます。県土整備部公共事業総合政策分野総括室長の野田でございます。

(公共事業政策分野総括室長)

野田です。よろしくお願いいたします。

(公共事業運営室長)

次に、本日、町事業の再評価対象事業について説明をさせていただきますので、町の職員を紹介させていただきます。まず、磯部町建設課長の橋本でございます。

(磯部町建設課長)

よろしく申し上げます。

(公共事業運営室長)

御浜町生活環境課長の西でございます。

(御浜町生活環境課長)

西です。どうぞよろしく申し上げます。

(公共事業運営室長)

その他、事務局と町の職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、資料1の議事次第に従いまして、三重県公共事業評価審査委員会条例第5条第1項に基づきまして、委員長を選任していただきたいと思ひます。条例では委員の先生方の互選によって定めるとされておりますが、委員の皆様方いかがでしょうか。

(委員)

今までの経験からも、木本先生にお願いしたいと思ひますが。

(公共事業運営室長)

ありがとうございます。木本委員をというお声ありましたが、他の委員の皆様方ご意見どうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(公共事業運営室長)

異議なしとのご意見ですので、木本委員に委員長をお引き受けいただきたいと思ひますが、委員いかがでしょうか。

(委員)

はい、務めさせていただきます。

(公共事業運営室長)

ありがとうございます。それでは、木本委員に委員長という重責でご苦勞をおかけいたしますが、引き続き今期2年間もよろしくお願ひします。それでは木本委員長、条例第6条第1項に基づきまして、ただ今から議長をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(委員長)

今、委員の方々からのご推薦をいただきまして、今期も委員長を務めさせていただきます。今後とも委員の方々、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。私、個人の思ひですけれ

ども、先ほど部長もおっしゃいましたように、県民の視点という初心を忘れず、そしてまた、私も重任ではございますが新任の心構えで、今年もいろんな審査に邁進したいと思えます。皆様ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして進めます。まず、議事次第第4の副委員長の選任ですが、条例では副委員長も委員の互選ということになっておりますので、この場で選出していただきたいのですが、よろしくお願い申し上げます。いかがいたしましょう。

(委員)

私ばかりで恐縮なんですけど、委員長に一任したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長)

よろしゅうございましょうか、私一任で。ありがとうございます。推薦させていただきます。今日欠席されておられますが、浦山委員に副委員長をお願いしたいんでございますが、いかがでございましょう。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長)

それでは、浦山委員に副委員長をお引き受けいただきますよう、欠席されておりますが、事務局の方よろしくご連絡お願い申し上げます。

(公共事業運営室長)

わかりました。

(委員長)

はい。では、次に議事次第の5、平成16年度三重県公共事業予算の概要について。これは報告事項ですけれども、事務局よろしくご説明お願いいたします。

(事務局)

はい、了解いたしました。それでは、公共事業予算の概要につきまして、簡単に説明させていただきます。お手元に右肩に参考資料と示してございます平成16年度三重県公共事業予算の概要をご覧くださいませでしょうか。資料11の次に付いております。よろしいでございましょうか。

まず、1ページをめくっていただきますと、「県民しあわせプラン」と公共事業の位置づけを記載してございます。「県民しあわせプラン」は19の政策をもって、概ね10年先を見据えた三重県の目指すべき社会を実現するために策定したものでございます。公共事業はこのうち「交流・連携を広げ社会を支える基盤の整備」以下、8つの政策の実現に向けて

位置づけられております。

次に、2ページから4ページでございますが、「県民しあわせプラン」には特に緊急に対処すべき課題に対しまして、効果的に必要性の高い事務事業を選択した「重点プログラム」を組み込んでおります。この中で公共事業は5つのプログラムに対しまして12の事業を位置づけております。このプログラムのうち1つには、東海・東南海地震対策における県民の自助を支援するために5つの事業を実施することとしております。2つ目には地震後のライフラインの確保策として、2つの事業を実施することとしております。また、3つ目には農村部における集落排水処理の整備を促進することとしておりますし、4つ目には洪水は土砂災害対策として、2つの事業を実施することとしております。最後に5つ目ですが、市町村合併における新市の地域づくりを支援するために、道路整備を推進することとしております。

次に、5ページですが、参考までに事業別の公共事業予算、これは県費分でございますが、その内訳を記載させていただいております。

今、説明させていただきましたように、本年度からは新しい総合計画である「県民しあわせプラン」に基づきまして公共事業を進めていくこととしております。委員の皆様からもこのプランの実現に向けまして、何卒ご指導、ご鞭撻をいただきますようよろしくお願い申し上げます。以上、報告とさせていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。今、事務局より平成16年度三重県公共事業予算の概要のご説明を頂戴しました。いろいろご質問、委員の方々からあろうかと思えますけれども、時間の関係で先に進めさせていただきます。よろしゅうございますか、議事進行。はい。

では、次に議事の6でございますけれども、三重県公共事業評価審査委員会の所掌事務について、事務局ご説明お願いいたします。

(事務局)

はい、わかりました。それでは、新しくご就任いただきました委員の方もいらっしゃいますので、委員会の所掌事務について説明させていただきます。資料10を見ていただきますか。資料10の三重県公共事業評価審査委員会条例をご覧ください。よろしゅうございましょうか。

条例の第2条には、委員会の所掌事務が規定されております。この中で公共事業の再評価にかかる調査審議につきましては第1項第1号が、また事後評価の調査審議につきましては第2号が該当するものでございます。第3号につきましては、再評価と事後評価に関する評価について、特に調査審議をお願いするときに該当する規定でございまして、現在のところこの第3号関連でご審議をお願いする案件はございません。

次に、委員の皆様にご調査審議をしていただく内容でございますが、お手元の資料7三重県公共事業再評価実施要綱をご覧くださいませうでしょうか。よろしいですか。この要綱の第3条に事業主体が再評価を行う際の視点を5つ規定させていただいております。事業主体はこの5つの視点を再評価してまいりますので、委員の皆様にはこの再評価の結果が妥当なのかどうかご審議をいただいて、事業の継続または中止のいずれかについて、委員会

としてご答申をいただきますようお願い申し上げます。

なお、事後評価につきましては、事後評価のご審査をお願いします委員会で改めてまた説明させていただきたいと思います。

次に、審議の進め方でございますが、本年度からより効率的な委員会会議とさせていただくために、ご審議は1事業あたり2回の委員会に分割してお願いしたいと思います。まず、最初の委員会では、事業主体から評価対象事業の説明をさせていただきますので、委員の皆様にはそれを聞き取っていただく評価対象事業の聞き取りをお願いしたいと思います。

次に、聞き取っていただいたときにいろいろとご質問もありませんかと思っております。お手元に質問書というペーパーを用意させていただいております。ご質問等はこのペーパーにご記入をいただきまして、私どもに出していただきたいと思います。このいただいた質問書につきましては、事業主体がさらに資料を補完いたしまして、次の委員会でお答えさせていただきます。その後、ご審議をお願いいたしまして、ご答申をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

最後に委員会の運営上の取り決めでございますが、条例第8条で委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めると規定されておりました。本委員会につきましては、資料8に運営要領が、資料9に傍聴要領が規定されておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。委員会の所掌事務につきましては以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。審議の5つの視点、そして今回から審議の進め方が大きく変わっておりますけれども、事務局からご説明頂戴いたしました。委員の方々、確認事項その他ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、特にないようですので、次は議事次第7、事業の内容を大幅に変更する場合の取り扱いについてのご説明を、事務局お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、事業内容を大幅に変更する場合の取り扱いにつきまして、説明させていただきます。赤いインデックスの付いた資料11をご覧くださいませでしょうか。この取り扱いにつきましては、本年3月3日に開催されました平成15年度第6回の評価審査委員会におきまして、事務局より報告させていただきましたものでございますが、そのときに委員の皆様から多くのご意見を頂戴いたしました。今回はそのご意見を踏まえまして、そこに示しましたように二重取消線の箇所を削除いたしまして、アンダーラインの箇所を追記させていただきます。

改正後の文面を読み上げまして報告とさせていただきます。平成15年12月15日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会において、「今後、公共事業を進めるにあたり、三重県公共事業評価審査委員会の審査を受けた後、その事業内容を大幅に変更する場合は、チェックできるような仕組みを構築されたい」との意見を受けました。

このため、今後再評価にあたっては、三重県公共事業再評価実施要綱第2条に定められている「社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業」の定義

として、「再評価後、三重県公共事業評価審査委員会の審査を受けた時点の全体計画事業内容について、主たる施設等の廃止や新設を伴う変更、又は、全体計画事業費の30%を超える増額が予想される事業」を含めて、新たな再評価を実施し、県民への説明に努めていきます。

なお、今後ご審議をいただく中で、さらに妥当な定義がございましたら、適時検討のうえ改正してまいりたいと考えておりますので、どうか今後ともご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。前年度の委員会でご指摘いただきました件でございますけれども、早速そのように条例案文を変更していただきましたけれども、委員の方々いかがでございますでしょうか。何かご意見、ご質問、ただ今のご説明もしくは文案について。ようございますでしょうか。では、次は議事次第の8でございますけれども、評価対象事業の諮問を受けたいと思いますが、事務局よろしく願いいたします。

(公共事業運営室長)

委員長、すいません。ここで私どもの長谷川部長が別途公務のため退席させていただきます。よろしいでしょうか。

(委員長)

どうぞ。

(公共事業運営室長)

ありがとうございます。

(委員長)

では、改めまして議事次第8の評価対象事業の諮問について、事務局どうぞ。

(事務局)

それでは、本年度ご審議をお願いいたします再評価審査対象事業についてお諮りさせていただきます。赤いインデックスの付いた資料4をご覧くださいませでしょうか。資料4です。ここには本年度ご審議をお願いいたします再評価対象事業を一覧にして記載してございます。本年度はここにありますように、県事業17と市町村事業10の合わせて27事業のご審議をお願いしたいと思います。

諮問案件の評価理由につきましては、この表の右から2列目の再評価理由欄に番号を付けてございますが、2ページの下の方の平成16年度再評価件数集計をご覧ください。本年度ご審議をお願いいたします県事業と市町村事業を合わせました再評価の理由別事業数につきましては、事業採択後5年を経過して未着工の事業が2事業、事業採択後一定期間を経過してなお継続中の事業が13事業、再評価後一定期間が経過している事業、これは再々評価でございますが10事業、社会経済情勢等の急激な変化により再評価を行う事業が2事業でござ

います。

なお、再評価の内容につきましては、それぞれの事業を担当しております事業室や市町村の方からご審議をいただくときに説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。ただ今、本委員会に対しまして27の再評価事業についての審査依頼がありました。このことにつきまして委員の皆様、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。では、特にないようでございますので、それでは27事業の再評価審査依頼について承ることといたします。

次に議事次第9ですが、議事進行について、事務局ご説明お願いいたします。

(公共事業運営室長)

それでは、まず今日傍聴者の方がいらっしゃいますので、事務局としては入っていただきたいと思うのですが、委員長どうでしょうか。

(委員長)

どうでしょう、委員の方々、傍聴の方ですが、公開が原則でございますので、入っていただいて結構でございます。

(傍聴者の入室)

(委員長)

傍聴の方々お待たせいたしました。もしお手元に資料が配られておりますと、資料の9に傍聴要綱がございますので、ご一読のうえ議事進行によりしくご協力お願い申し上げます。それでは事務局、議事進行について説明をお願いいたします。

(事務局)

傍聴者の方、よろしいでございましょうか。それでは、この後お願いいたします議事次第10の再評価対象事業の聞き取りにつきまして、議事の進め方を説明させていただきます。本日、聞き取りをお願いする再評価対象事業は資料4の2ページに網掛けと審査箇所の欄に丸を付けさせていただいております。109番下水道事業磯部都市下水路、それと110番下水道事業御浜町特定環境保全公共下水道(阿田和处理区)の2つでございます。この2つの事業の説明資料は、資料6にそれぞれ添付させていただいております。また、再評価の5つの視点を簡潔に記載しました再評価箇所一覧表を、資料5に添付させていただいておりますので、聞き取りにお役立ていただければと思います。

説明させていただく順番は109番、110番の順に説明させていただきます。その際ご質問等がございましたら、お手元に質問書と記載いたしましたペーパーがございますので、適宜お使いいただきご記入いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1つの事業の説明が終わるごとに、私どもの担当の者がお席にお伺いいたします。よろ

しければご記載いただきました質問書をお渡しいただきたくと思います。引き続きご記入される場合は、すべての事業の説明が終わりましたときに質問書をいただきたくと思いますが、後日改めてご質問書を提出される場合は、申しわけございませんが、7月14日水曜日までに担当の者まで提出していただきますよう、よろしく願い申し上げます。いただきましたご質問につきましては、事務局で取りまとめのうえ、委員の皆様へ送付させていただきますので、重ねてよろしく願い申し上げます。

なお、事業主体の説明におきましては、専門用語などはできるだけわかりやすく説明させていただくこととしておりますが、ご不明な用語などがございましたら、説明中でも適宜ご質問していただいて結構でございます。また、説明させていただきましたこと以外に事業の一般的な概要などの説明をご希望される委員の皆様につきましては、委員会終了後改めて説明させていただきたいと思っております。この際、この説明がご不要な委員の皆様につきましては、ご退席いただいても結構かと存じます。

事業主体の説明に際しましては、昨年と同様に説明の効率化を図る観点から、「リン」を使いたいと思っております。再評価も7年目を迎えまして、説明内容も幾分多くなっております。本年度から1事業あたり15分を頂戴いたしまして説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。この後の再評価対象事業の聴取について、進め方の説明がございました。委員の皆様方、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。進め方につきましては、特にないようですので、議事次第の10になりますけれども、再評価対象事業の聴取を行います。

先ほど事務局から説明がございましたように、まず109番の下水道事業の説明、その後110番の下水道事業の説明をしてください。この間、委員の皆様方には質問等がございましたならば、お手元の質問書にご記載ください。そして、繰り返しになりますが、なお後日提出ということの場合は、7月14日までに期限厳守で事務局の方へ質問書を提出してください。

それから、進め方のときにご案内ございましたように、ご説明の中で技術的な単語、わからないことあれば、もうこれは逐次そのときに手を挙げるなり、声を出すなりしてご質問ください。例えば、先ほど私下水道事業、下水道事業と続けて申しましたけれども、公共事業と特定環境下水道事業はどう違うのかとか、単純なことならどんどんど質問いただきますようお願いいたします。

それでは、再評価対象事業の聴取を行います。本日の委員会終了時刻は概ね午後3時といたしますので、説明者の方々には概ね15分を目安にご説明をよろしく願いいたします。それでは、まず109番の下水道事業の説明をお願いいたします。

109番 磯部都市下水路 磯部町

(磯部町建設課長)

磯部町建設課の橋本でございます。どうぞよろしく願いをいたします。番号109番の

浜島都市計画下水道事業磯部都市下水路につきまして、ご説明を申し上げます。この事業でございますが、都市下水路事業でございます。その内容は市街地における浸水対策でありまして、水路及びポンプの整備を行うものでございます。

お手元の資料の1ページでございますが、当事業は磯部町が事業主体となりまして、昭和53年度から平成29年度にかけて、負担率国40%、町60%で、全体事業費4,771百万円で行うものでございます。

磯部町の概要でございますが、スクリーンの方をご覧くださいと思います。磯部町は伊勢志摩国立公園のほぼ中央に位置しておりまして、総面積が78.20 km²、人口9,000人の町でございます。町の東側から太平洋、的矢湾、伊雑ノ浦がそれぞれ位置しておりまして、赤で示しておりますのが今回の都市下水路の区域で、64haでございます。平成6年に開村をいたしました志摩スペイン村はこの位置でございます。

当区域は近鉄志摩磯部駅、三交磯部バスセンター等の拠点と道路網が集中をいたしております。役場、学校等公共施設がございますので、立地的に町の中心部を形成している地域でございます。

お手元の資料にはお付けをいたしておりませんが、この模式図をご覧くださいと思います。当区域は標高が低く、海岸に近い地形でありますため、降雨時に満潮が重なると自然排水が不能となりまして、鉄道家屋等への浸水被害が深刻な問題となっております。こちらの位置図におきまして示しております  でございますが、近鉄磯部駅のこの部分の昭和51年9月8日の台風17号の浸水写真を現在と対比して示します。とも旧国道167号、現在は県道磯部大王線となっております。その冠水状況を示しております。  でございますが、これは役場付近でございます。  は県道南勢磯部線の近鉄の踏切付近の冠水の状況でございます。

続きまして、近鉄の冠水の状況でございます。スクリーンに向かって右側が近鉄志摩磯部駅でございます。それと、こちらが当時事業途中の都市下水路の調整池でございます。資料の9ページから11ページの資料の1-1から1-3ということで、同じ冠水の写真を付けておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

再度、スクリーンの方をご覧くださいと思いますが、本地域の近鉄磯部駅周辺は、かつては水田地帯でございましたが、標高が低く極度の排水不良により耕作の放棄が目立ちまして、道路沿いは宅地化が進んでおりました。そこで、町の中心部としての良好な基盤整備を行うための土地区画整備事業と併せて雨水の排水事業を立案いたしまして、都市下水路事業によりポンプ施設ならびに排水路の整備を進め、浸水の被害防除を行ってまいりました。

こちらのスクリーンでございますが、当初の昭和53年の全体計画でございます。事業の経過はお手元の資料の3ページにもお付けしております。併せてご覧いただきたいと思っております。昭和53年10月に当初の計画決定がなされてから順次事業を進めまして、昭和58年4月に直径600mmのポンプを、それと昭和63年4月に直径1,350mmをそれぞれ供用開始しており、これら当初全体計画に対する進捗率は現在100%となっております。これらのポンプは現在この位置で稼動しております。この前にあります二級河川の磯部川の方へ放流しております。

次に資料1ページの下段の方をご覧くださいと思います。再評価を行った理由でご

ざいます。磯部都市下水路は、昭和 53 年に事業を開始しまして、昭和 62 年度に一旦事業が完了いたしておりますが、現在昭和 53 年の計画策定から 25 年あまりが経過しております。また、施設の一部はその間に耐用年数に達してありまして、改築の時期を迎えておりますため、今回全体計画の見直しを行ったところでございます。その結果、再度の整備、拡充を図るため、事業を継続する必要が生じ、再評価のご審議をしていただくものでございます。

続きまして、資料 2 ページの 2 項から 6 項につきまして、一括でスクリーンにて説明をさせていただきます。再びスクリーンの方をご覧ください。事業を巡る状況の変化として次の 4 点がございます。まず 1 点目でございますが、施設の一部が耐用年数に達している。2 点目といたしまして、集水面積が増大している。3 点目でございますが、予想以上の市街化が進んでいる。4 点目といたしまして、計画降雨量が増大をしているということでございます。

お手元の資料の 12 ページにもお付けをいたしておりますけども、スクリーンの方をご覧ください。ここで示しております黄色が経過年数、赤色が標準の耐用年数を示しております。この棒グラフを見ていただきますと、例えばポンプの直径 600 mm のところ、今ポインターで示しておりますけども、赤より黄色が上回っております。標準耐用年数を上回っておるということで、ほとんどが標準耐用年数を上回っておる状況でございます。

続きまして、状況の変化で集水面積の増大でございます。スクリーンをご覧ください。これは現在の航空写真でございますが、これが冒頭で説明させていただいた近鉄磯部駅でございます。それと、役場がこの辺りにございます。それと、磯部小学校、上が磯部中学校、その上が志摩高校ということでございます。赤で示しております部分が、昭和 53 年当時の集水面積で 52ha でございます。次に緑で示す部分でございます。これが増大している部分でございますが、集水面積は現在見直しによりまして 63.7ha となっております。増大した要因でございますが、この部分、それとこの部分、それとこの部分でございますが、土地の改編によるものでございます。また、この部分、それとこの部分でございますが、昭和 53 年当時は直接磯部川へ自然流下をするというように考えておりましたが、現地の状況から見ると、当該ポンプ場の方へ流入してくると、こういう区域として判断された区域でございます。

続きまして、予想以上の市街化の進行でございます。スクリーンにお示しますようにホテル等の施設ができてまして、駐車場の舗装と地表面から直接流出する量が予想以上に増えております。この写真は資料 13 ページの 3 にもお付けしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、計画降雨量の増大ということでございます。近年集中豪雨が増えまして、事業を計画する際の基準が昭和 53 年に比べ変化をしております。計画降雨量が増大をいたしております。

以上のような状況の変化によりまして、次のように計画の見直しをしております。この図面はお手元の資料 4 ページにもございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。スクリーンの方で説明をいたします。ここに示しております青の実線が、水路の計画であります。今ポインターがありますが、ここの部分に直径 600 mm と 1,350 mm がございますが、

これについては耐用年数の計画によります改築を行いまして、直径 1,000 mmと 1,350 mm、これにつきましては現在のポンプ用地の横の町有地がございますが、そこへ増設を行う計画といたしております。お手元の資料 5 にもその内容を記しております。

このような増設するに至った要因といたしましては、先ほど説明をさせていただいた状況の変化の割合で申し上げますと、いわゆる降雨量が増大していること、これが約 5 割を占めておまして、集水面積が増大をしていること、これが約 3 割、予想以上の市街化が進行していることによる舗装等の面積が増えたことによるものが、約 2 割を占めております。

続きまして、事業の進捗状況でございますが、スクリーンをご覧くださいと思います。これもお手元の資料は 6 ページでございます。昭和 53 年から昭和 62 年に行いました当初計画に対しましては 100%でございましたが、見直し後の計画に対する進捗率につきましては、事業費で平成 16 年現在で 21.4%となっております。今後、平成 17 年度より事業見直し後の計画に基づきまして、測量設計に着手をし、まず最下流にあるポンプ整備を先行いたしまして、順次排水路の整備を行い、平成 29 年度に事業を完了する予定でございます。

続きまして、地元の意向でございますが、このような状況から住民の生命と財産を守る本事業に対しまして要望も強くなっております。

次に、コストの縮減でございますが、既存施設の有効利用を図り、修繕で対応できるものは修繕で対応してまいります。増設するポンプの位置につきましては、既設ポンプ位置の隣に計画いたしております。既存の調整池等の施設を共有すると、こういう計画でございます。

また、代替案につきましては、流域を分割いたしまして新たな位置でポンプ場を建設する案、こういうことも検討いたしましたが、調整池用地を含めまして市街地で新たな用地取得が非常に困難であるということから、現計画が最良であると現在考えております。

次に、費用対効果の分析でございますが、資料では 7 ページから 8 ページになります。スクリーンで説明をいたします。便益といたしまして、被害軽減額の累計で 9141.2 百万円、また、費用といたしましては 8858.2 百万円となり、費用便益比いわゆる B / C は 1.03 となり、問題ないと考えております。金額は現在価値比較法による事業着手から事業完了後 50 年間の費用となっております。

最後に、以上の評価を行った結果、当事業は必要であると判断され、今後継続して事業を進めていきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。以上でございます。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。新しい進め方では、ただ今のご説明に対して質問がございますれば、質問書に記入するということになりますが、いかがでしょうか。もう記入が済まれましたか、またもう少しお待ちしましょうか。あと、技術的な単語でわからないことがあれば、少し説明もお願いできますけれども。事務局、初めてのことで、ちょっと時間を頂戴いたします。

(委員)

質問書は、必ず今、書かなくてもいいわけですか。

(委員長)

ええ、もちろん 14 日でございましたか、もう一度事前の刷り物読み直して、今のご説明と合わせて質問書を新たにつくって、事務局に送っていただいて結構でございます。どうぞ、確認事項どんどん出してください。

(委員)

確認です。今、こちらに映し出された内容は、ここに全部入っているのですか。

(委員長)

大事なところですね。ごめんなさい、浜島の方。今のこの画面の内容は、いただいた刷り物の中には全部記載されておるかというご確認ですが。

(磯部町建設課長)

先ほどのことですが、一部冒頭に申しあげました模式図あたりはこれに入っておりませんので。それ以外の部分については、ほぼ入っていると思います。パワーポイントで説明させていただいた資料につきましては、資料の方に付けさせていただくということで、原則考えておりますので。

(委員長)

はい、ありがとうございます。事務局、今のご質問かなり重要なことですので、この内容は必ずこちらの刷り物にあるような、またご指導よろしく願いいたします。いかがでしょう。初回ですので少し戸惑いがございますが、何か今のような確認事項、ご意見ございますでしょうか。どうぞ。

(委員)

工期なんですけど、この工期は見直しをした時点での工期のことですか。当初からこの工期を最初に考えていらっしたんですか。

(磯部町建設課長)

資料の何ページですか。

(委員)

資料の一番最初のこのところに、工期で昭和 53 年度から 29 年度と書いていただいておりますが、この工期は見直しをしてから決めた工期のことですか。当初は何年の工期予定だったのでしょうか。

(磯部町建設課長)

昭和 53 年度から平成 29 年度までの全体ということで説明させていただいたんですが。

(委員)

見直しの必要があって後の工期を書いているんですね。

(磯部町建設課長)

当初の計画は昭和 53 年度に始まりまして、62 年度で一旦完了しております、その後計画の見直しをしたということでございますけども。

(委員長)

としますと、今の事業年度の書き方はこれでよろしいのですか。私もパワーポイントの説明を伺いますと、一旦終了してその後追加のようなご説明だったのですが、新規のように聞き取れたような感じなんですけれども。昭和 53 年度からは一度ポンプ 1 台付けて増設されて、そこで一旦終わって見直したというようなご発言だったと思うのですが、それはこの書き方でよろしいのでしょうか。今、委員からおっしゃったように、工期が 53 年から平成 29 年とかなり長期に渡っていますが。

両方につながっているのは、全体計画の見直しというところで、一本つながっているような気がするのですが、先ほどのご説明だと 1,350 mm 増設して、あれで一回終わったというようなご説明だったのですが。

(磯部町建設課)

東と申します。よろしいでしょうか。工期の設定についてなんですけども、ちょっと先ほどの答えと重複する部分もあるのですが、昭和 53 年にまず計画されまして、62 年に終わりましたというのが、まず第一弾ありまして。そのときの当初全体計画につきましては、100% できたということになって。その後なんですけども、25 年くらいがそれから経過いたしまして、今現時点でその当時を見ますと完全ではなかったというふうに遡って、そういう解釈なんです。

62 年で一旦そのときは完了していたのですが、今の平成 16 年においては完了してないと。状況の変化がありまして、完了していなかったというふうな解釈をいたしております、その中で今回全体計画の見直しを行いまして 29 年までと。再度増設とか耐用年数を経過したポンプ設備を修繕するということで、工期の決定を再度延長してしたということなんですけども。

(委員長)

どうですか、委員。質問書の方に移されますか。これやり出すとかなり長い。

(委員)

そうですね。これは、では質問書に。

(委員長)

今の答を受けて質問書の方に書かせていただきますので、ありがとうございます。いかがでしょうか。では、次のご説明に移ってようございますでしょうか。それでは、事務局次のご説明、下水道事業よろしくお願いたします。

110番 御浜町特定環境保全公共下水道（阿田和处理区） 御浜町

（御浜町生活環境課長）

お待たせしました。それでは、110番御浜町の下水道について説明させていただきます。資料1ページをご覧くださいと思います。事業名といたしましては、御浜町特定環境保全公共下水道。事業区分としましては下水道事業であります。事業主体は御浜町。工期につきましては、平成7年度から平成25年度までの19年間でございます。全体事業費が4,686百万円でございます。

町の概要でございますが、スクリーンをご覧ください。資料10ページにもスクリーンと同じものが添付してありますのでご覧ください。御浜町は三重県南部の東紀州地域に位置し、三方を熊野市、紀和町、紀宝町に囲まれ、一方は熊野灘に面し、海岸部は吉野熊野国立公園になっており、渚百選に選ばれた砂利浜の七里御浜海岸が住民の憩いの場となっておりますが、先日世界遺産登録されました熊野古道にも浜街道として指定されています。丘陵部では一年中柑橘栽培が行われており、町のキャッチフレーズが「一年中みかんのとれる町」として有名で、毎年4月には阪神甲子園球場でみかんナイターを開催しています。

町の下水道整備につきましては、町の最も中心地で、役場、病院、学校等の公共施設や商業施設及び住宅が集合する阿田和地区を公共下水道区域として整備し、他の地域は今後生活排水アクションプログラムの見直しにより、効率的な生活排水処理計画を策定し、整備をしていきます。

の対象区域につきましては、スクリーンをご覧ください。これも同じく資料の4ページに添付しておりますのでご覧ください。赤く着色しているところが処理区域の79haでございます。その右側に国道42号線がございまして、そして七里御浜海岸となっております。終末処理場の位置につきましては、図面の一番下にあります黄色く塗っておりますけども、阿田和クリーンセンターの表示で示しているところが終末処理場でございます。

の事業目的につきましては、公共施設や住宅等の生活排水が七里御浜海岸や河川に直接流れ込むことを防止し、快適な生活環境と公共水域の水質保全を図ることを目的にしております。

の全体計画ですが、スクリーンをご覧ください。これも同じく資料の6ページに同じものが添付してございます。計画目標年度が平成25年度で、排除方式は汚水のみを処理します分流式を採用しています。計画区域面積が79ha、目標行政人口が10,500人のうち計画処理人口は3,300人となっております、計画汚水量は日最大2,460 となっております。そして、下水管の布設工事は平成13年度末にすべて完成しており、その総延長は約25kmとなっております。

資料の2ページをご覧ください。事業主体の再評価結果についてでございますけれども、1番の再評価を行った理由につきましては、事業採択後一定期間の10年が経過し、なお継続中ですので、三重県公共事業再評価実施要綱第2条により再評価を行っております。

2番、事業の進捗状況と今後の見込みにつきましては、スクリーンをご覧ください。これも同じく資料の8ページに同じものが添付してございます。平成7年度から事業着手いたしまして、主に測量と設計を行いつつ、終末処理場の計画用地約1.5haの買収は平成8年度に完了しています。そして、平成9年度から平成13年度までに79haの污水管布設と終末処理場の水処理系3系列のうちの2系列が完成しておりまして、平成14年度から事業は一部休止になっていますが、今後水洗化の促進に向け、下水道推進委員の協力を得るとともに、未水洗化宅への聞き取り訪問を行うなど、PRにつとめながら処理場への流入水の増加を図ってまいります。スクリーンをご覧ください。阿田和クリーンセンターの平面図ですが、赤の着色部分が現在完成しております各施設でございます。これも申し遅れましたが、資料の11ページに添付してございます。赤の着色部分が現在完成しています各施設で、黄色の部分が平成23年度から着手し、平成25年度までに完成予定の水処理系の1系列でございます。

3番目の事業を巡る社会経済状況等の変化についてでございますけれども、(1)全体計画につきましては平成6年度に立案し、現在に至るまで問題はなく、事業の見直しは行っていません。また、人口もほぼ横ばいで計画諸元の変化もございません。(2)の周辺環境の変化でございますが、スクリーンをご覧ください。これも同じく資料の5ページに添付してございます。図面は都市計画図でございますけれども、処理区域の79haのうち着色部分の70.9haが用途区域になっております。また、周辺においても大きな開発もなく、全体計画策定時と何ら変化もありません。(3)の財政状況の変化でございますが、終末処理場の増設のみとなっている現在では、再生材の利用と省エネルギー機器の採用による維持管理コストの削減により、より一層のコスト縮減に努めてまいりたいと思います。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。4番の事業採択時の費用対効果分析の要因の変化と地元の意向の変化等についてでございますけれども、4-1としまして費用対効果分析につきましては、平成7年度が事業着手ですから、今回が最初の費用効果分析となっております。4-2地元の意向につきましては、住民からは夏場など道路側溝からの悪臭に対する苦情もありましたが、事業の進捗に伴い生活環境と公共水域の水質保全の改善も進むことから、下水道整備の要望が強くなってきております。

5番のコスト縮減の可能性や代替案立案の可能性についてでございますけれども、スクリーンをご覧ください。5-1としましてコスト縮減につきましては、工事にあたりまして具体的に3つの取り組みを行いました。1つは下水管の埋設を浅くすることによる掘削土量の減少と、直径30cmの小口径マンホールを採用することにより掘削土量の減少及び工事費の削減で、約1億円の減額。2つ目はマンホールとマンホールの間隔を50mから100mに見直すことによる建設費の削減で約2,200万円の減額。3つ目は各構造物の基礎や舗装工事に使用する再生材の利用と、現場発生土の利用によりまして、約200万円の減額で、合計1億2,400万円のコスト縮減を行いました。

5-2代替案につきましては、合併浄化槽が代替案として挙げられますが、下水道事業の污水管布設が完了し、処理場につきましても水処理系の1系列を増設するのみとなっていることから、代替案は現実性がないため、現計画を推進する方が妥当であると判断しております。

6番の費用効果分析につきましては、合併浄化槽で行いました。資料9ページに同じも

のが添付してありますけど、スクリーンをご覧くださいと思います。(1)の費用割合ですが、下水道施設の現在価値が6,955百万円です。(2)の合併浄化槽の便益比割合の現在価値が10,565百万円となっております。なお、水路覆蓋化につきましては、用途地域内を対象としております。(3)の費用効果分析結果につきましては、費用便益比のB/Cが1.52となっております。

以上のことから、事業主体の対応方針につきましては、三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。ありがとうございました。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。委員の皆様方、質問書を書きながら確認事項、技術用語だとか数字について、簡単な確認事項やご質問あれば頂戴いたしますが、どうぞ。

(委員)

確認というか、進捗状況表なんですけれども、平成14年度から平成22年度が休止というのは、この間はどのようにして休止をされていらっしゃるのでしょうか。

(御浜町生活環境課長)

失礼しました。今、水洗化が進んでおりまして、現在その水の量が水処理系の2系列で十分設備がありますので、将来水洗化が進むことによって水が多く入ったときに3系列目を増設するというので、予想では22年まで3系列目は必要ないということで休止しております。

(委員)

必要ないから何もしないということですか、とりあえず。

(御浜町生活環境課長)

そういうことです。

(委員)

予想では平成22年度以降に必要になってくるであろうということなんですか。

(御浜町生活環境課長)

はい、そうです。

(委員長)

いかがでしょう。他に確認事項ございませんでしょうか。司会が先走りますけれども、またこの後個別で時間が取られておるようでございますので、またその場でもご質問いただけるかと思えます。質問表を回収したいのですが、いかがでしょう。ようございますか。

まだ私は書いているとか、もう少し待ってとか。筆が動いておりますね。もう少し待ちましょう。

(委員)

これ入念に質問を検討して書こうと思うと時間が足りないですね、思いつきくらいしか。

(委員長)

それでは、事務局。どうぞ。

(公共事業運営室長)

質問書につきましては、この場でも結構ですし、あと最終的に控え室の方でいただいても結構です。

(委員長)

最終的に控え室でも。またそれでも書けなければ、14日までに郵送ないしファクス、メールでお願いしたいということです。それでは、今事務局からのご説明、そのような形で処理させていただきまして、議事次第11ですけれども、その他事務局ございますでしょうか。

(公共事業運営室長)

委員長、すいません。ここで今回説明させていただきました下水道事業なんですが、下水道事業の一般的な概要について、県の下水道室の方から説明させていただきたいと思えます。できれば下水道事業における先ほどからちょっと疑問点となっております継続の扱いというんですか、事業期間とか継続の扱いについても、もし説明はどうですか。

(下水道室)

後で説明させていただきます。

(公共事業運営室長)

今回じゃない。次回。

(下水道室)

質問書に対してということではだめですか。

(公共事業運営室長)

今説明できれば、事業期間とか。できる範囲で結構です。今のような下水道事業の概要等について説明させていただきたいと思えます。もしこれ委員会外というか、ご希望される方ということなんですが、どうでしょうか。

(委員長)

今、事務局の方でおっしゃいましたように、もうちょっと詳しく聞かせてくれ。県だけです、ご説明いただけるのは。市町村は。今、県の方からご説明とおっしゃったのですが。

(公共事業運営室長)

市町村の方もまだ見えますので。

(委員長)

はい。ちょっと私の方が出すぎたことですがけれども、例えば新しい委員の方々、都市下水道と特環というのですか、特別環境とはどう違うのかとか、ごくごく初歩的なことでも結構なんです。もしそのようなことでもう少し教えてもらいたい、聞きたいということございましたら、この場でセッティングがされておりますので、ご希望の委員の方おられますでしょうか。

(委員)

資料を読めばわかりますよね。

(公共事業運営室長)

そうですね。この下水道事業のこれについて説明を、これからご希望の委員の方には説明をさせていただくという。

(委員長)

では、熟読玩味されて、質問書を大量に送りつけるという。それちょっと私勘違いしたかもしれませんがけれども、今日の資料なんですけれども、これ今日初めて私見るんですけど。こういう事態、できれば前に送っていただければ、ちょっと質問が書きやすいかなというような、事前に。できない。わかりました。ごめんなさい。私のちょっと勘違い。

(委員)

せめてこういう予備知識的なこれだけでも先のもらえたらよかったかもしれないですけど。

(公共事業運営室長)

はい、わかりました。すいません。

(委員長)

では、一応この場でのセッティングはどなたもご希望がないようですので、事務局、議事を先に進めてください。お願いいたします。

(委員)

ちょっとよろしいですか。今日説明を聞いて、その場で質問を出して、次回はしっかり審議ができるのでしょうか。質問に答えてそれで終わりとなり、十分突込んだ議論ができ

ないのではないかと危惧するのですが。

(公共事業運営室長)

その場で審議をしていただきます。

(委員)

いいんですね。

(公共事業運営室長)

はい。

(委員)

今日の御説明を聞いていると、ばらばらばらっと説明していただいて、質問を書く。質問が多分思いつきの質問で上滑りの質問しかできないと思うのですが。他の方のディスカッションを聞いていて、「ああ、それならこういうことはどうだ」というふうな深みのある質問をやるのは、やっぱりその場で時間をかけて質疑応答をしながらやり取りする方が、本来いいと思うんですけどね。多分、時間の効率化を図ろうということでこういう審議方式をとろうとしているのだと思うんですけどもこれで本当に大丈夫ですか。

(事務局)

委員会の進め方につきましては、毎年いろいろ検討しておりまして、今年は各委員からいただきましたご意見をひとまとめにさせていただきます。各委員に配布をさせていただきます。ですので、どの方が何を質問されているのかが、皆さんがおわかりになるという形をとらせていただきます。その後で追加質問もあろうかと思っておりますので、それも受付させていただきたいと思っております。

とりあえずご質問をいただけるのは7月14日までと申し上げました。その後事務局で取りまとめて再度お返しをさせていただきますので、その後また追加でいただける格好をとらせていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

(委員長)

委員の今のご指摘ですけれども、次回委員会でそれは可能になると思っておりますので。以上でよろしいですか。何か特別に委員の方々。どうぞ。

(委員)

今日いただいた資料に質問書から追加の資料というのは出る可能性があるわけですね。今日の資料が変わるということはない。追加ということになるわけですね。この資料が変わることはないですね。

(委員長)

いかがでしょう、事務局。

(事務局)

基本的に変わるということはないと思います。ただ、何かの間違いで記載してしまったということが発覚がありますと、その分は訂正ということで事業主体の方からお話があるかと思いますが、間違っていないものは変えないと。ただ、これからご質問いただいた内容を補完するために、新たなこんな資料をおつくりしましたということで、次回ご提示させてもらうことはあるかと思います。

(委員長)

そうですね。今のご質問はこれを読んで、これをベースに質問書を書かれるので、これが変わってしまうと困るというご指摘ですので、よろしく願いいたします。よろございますでしょうか。それではまず、本年度今までと違いました試みですけれども、一応議事次第ということで、本日の議事はこれをもって終了いたします。ありがとうございました。事務局、どうぞ。

(事務局)

それでは、事務連絡をさせていただきます。次回は8月9日月曜日、14時からこの場所ですが、三重県建設技術センター鳥居支所にて開催する予定でございます。当日は前半で本日お聞き取りいただきました2つの事業のご審議をお願いいたします。本日配布させていただきました資料を必ずご持参いただきますよう、よろしく願いいたします。後半ではその次の委員会でご審議いただく事業の聞き取りをお願いしたいと思っております。聞き取りをお願いする事業は、農道整備事業関係の5事業をお願いしたいと思っております。

また、委員の皆様には大変恐縮でございますが、委員会終了後今後の日程調整をさせていただきますので、3階の控え室の方へお集まりいただきますようよろしく願いいたします。なお、事業の一般的な概要説明をご希望されました委員の方につきましては、このお席で説明を承りますが、よろしかったでございますね。では、3階の方へよろしく願い申し上げます。以上でございます。ありがとうございました。